

学藝衆と連携した修学旅行向けプログラム造成実施業務 仕様書

1 業務委託名

学藝衆と連携した修学旅行向けプログラム造成 実施業務

2 事業の趣旨

京都市はかねてから修学旅行の定番の行き先であり、例年多くの修学旅行生が京都市を訪れている。京都への修学旅行は、日本の歴史・文化等を肌で感じることでできる貴重な機会であるとともに、京都市にとってはリピーター拡大や京都ファンの獲得に加え、学びの場として全国の学校に選ばれることで都市格の向上にも資するものであることから、今後も多くの修学旅行生をお迎えしたいと考えている。

一方で、昨今の物価高騰や混雑等の影響を理由に、一部の学校において修学旅行の行き先を京都から他エリアに変更する動きがある。

そこで、全国の学校に京都の修学旅行の価値を再認識していただき、修学旅行での貴重な経験を通して将来の京都ファンを獲得することを目的に、修学旅行生が名所旧跡の見学だけにとどまらず、京都の多彩な魅力や価値に触れ、学びを深めることができる、京都ならではの修学旅行プログラムの造成等に取り組む。

※京都学藝衆構想とは

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000348347.html>

学問・文化・芸術・産業・お祭り・スポーツなど幅広い分野の担い手、まちの匠、語り部をはじめ地域の方々が育んできた多彩な魅力や価値に触れ、学び合う場を創出し、幅広い世代が学び合うことを通じて、大切に育み、紡いできた文化や産業の次世代への継承・新たな魅力発信、世代を超えた交流やコミュニティの活性化につなげていくもの。

幅広い分野の「学藝」の例

- 伝統文化（茶道・華道など）
- 研究・科学
- 伝統芸能・伝統工芸
- 建築・造園
- アート（音楽、絵画、彫刻など）
- 料理・菓子
- 思想・哲学・文学
- 起業・経営
- 地域文化（郷土史、祭など）
- 農業・林業
- 医療・健康・福祉
- スポーツ・武道 など

3 委託業務の内容

事業の趣旨を踏まえ、受託者は以下の業務を行うこと。

(1) 修学旅行向けプログラムの造成

- ・ア～ウの3種類のプログラムを造成すること（各5つ以上を目安とし、予算内でいくつのプログラム造成が可能か見込みを示すこと）。
- ・造成したプログラムは、参加を希望する学校、旅行会社等が幅広く利用できることとし、受託事業者や一部の事業者しか申し込みができない限定的なコンテンツとはしないこと。
- ・修学旅行に要する費用が全般的に高騰している中で、無料または安価でのプログラム造成に努めること（昨今の状況を鑑み、学校の予算規模に応じた価格帯とすること。）
- ・提案時には、ア～ウで造成できる可能性が高いと見込まれるコンテンツの具体的事例や今後の運営方法を示すとともに、コンテンツの魅力向上や利用促進に繋がるアイデアがあれば提案すること。また、ア～ウ以外でも、本事業の主旨を踏まえた提案があれば積極的に提案すること。

ア 学藝衆（専門家）の講師派遣

学藝衆（専門家）を、宿泊施設あるいは現地（寺社、庭園、大学等）等に派遣し、講義形式のレクチャーを実施するプログラム

- ・学校の希望に応じてオンライン形式（事前学習）での実施も可とすること。

- ・学藝衆（専門家）の連携先は当協議会と協議のうえ決定すること。

※想定されるテーマ

伝統産業、造園、地域企業、観光課題等のほか、提案事業者の新たな提案を求めるものとする。

- ・受託事業者は、当協議会と協議し決定した連携先へ協力依頼を行い、その後、協力施設と調整のうえプログラム内容を取りまとめること。
- ・プログラムは講義を中心としたものとするが、講義と併せて訪問することで学びが深まる観光地を提案するなど、当プログラムを受講することで修学旅行の学びが深まるものとなるような提案を学校に向けて提供できるようにすること。

イ 大学ミュージアムでの解説付きプログラム

京都市内の大学ミュージアムにおいて、学芸員や職員、学生等の解説を聞きながら館内を見学してもらうプログラム

- ・京都市内でミュージアムを持つ全ての大学から広く公募し、協力依頼を行うこと。
- ・協力施設と協議のうえ、館内の所蔵品、所要時間、解説の概要等を取りまとめ、修学旅行の中で活用してもらいやすいように調整すること。

ウ 公共施設での解説付きプログラム

京都市内の公共施設において、学芸員や職員の解説を聞きながら館内を見学してもらうプログラム

- ・受託事業者は、京都市情報館の「主な施設情報（一覧）」に掲載されている施設のうち、修学旅行向けのプログラムが提供できるかという観点から当協会と協議のうえ、候補施設を決定すること。
- ・受託事業者は、候補施設へ協力依頼を行い、その後、館内の所蔵品、所要時間、解説の概要等を取りまとめ、修学旅行の中で活用してもらいやすいように調整すること。

※京都市情報館の「主な施設情報（一覧）」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000186256.html>

(2) モニターツアーの実施

以下のア、イに記載する対象者向けに、(1)で造成したプログラムに関するモニターツアーを実施すること。

ア 学校（目安として3回以上）

今年度、修学旅行で京都を訪れる学校

イ 教員、旅行会社（目安として2回以上）

学校の教員や旅行会社の教育旅行担当者

- ・受託事業者はモニターツアー対象校の抽出、選定、調整、モニターツアー当日の運営、安全管理を行うものとする。
- ・モニターツアー終了後、モニターに対するアンケートを実施し、アンケートで得られた意見から、課題抽出、次年度以降の導入に向けた改善提案を行うこと。

(3) プロモーション

ア リーフレット制作

学藝衆プログラムの全体像のほか、プログラムの造成後、それぞれのプログラムの内容や所要時間等の諸条件、おすすめのポイントを取りまとめ、学校や旅行事業者へ案内するためのリーフレットを作成すること。

イ プロモーション素材の制作

今後の学藝衆プログラムのプロモーションに使用するため、ウェブサイト等に活用できる画像、テキスト素材を制作すること。

なお、京都市の修学旅行向けサイトである「きょうと修学旅行ナビ」は今年度リニューアル

ルを予定している。ウェブ制作に活用するためのプロモーション素材は、ウェブ改修に使用できるよう、12月ごろを目途に提出するものとする。具体的な時期は当協議会と調整すること。

ウ 広報、宣伝

当事業について学校関係者や旅行事業者向けに広く周知を行うため、動画の作成等、効果的なプロモーション手法を提案すること。

4 実績報告

本業務の進捗状況等について、当協議会に対して定期的に報告を行うこと。また、事業完了時には事業全体の成果を取りまとめた完了報告書のほか、作成したリーフレット及びそのデータ(それらの作成に用いたテキスト、画像データ等の元データも含む)、プロモーション素材を提出すること。

5 その他

各委託業務の内容については、事業の主旨、目的を踏まえ、提案事業者の創造的で自由な提案を求める。

6 納品先

本事業に関して、報告書(電子データを含む)のほか、「4 実績報告」に記載した成果物を提出すること。

〒604-0924

京都市中京区河原町通二条下ル一船入町384番地 ヤサカ河原町ビル7階

(京都観光MICE推進室内)

電話：075-744-1308 E-mail: kyoto_tourism_council@yahoo.co.jp

7 委託金額

委託料には、委託業務の実施に要する経費の一式を含む。

8 スケジュール(例)

時期	全体	プログラム造成	モニターツアー	プロモーション
令和8年7月	契約締結	協力先検討		
8月		プログラム内容調整	実施に向けた調整	
9月		プログラム内容調整	実施に向けた調整	
10月			モニターツアー実施	
11月			モニターツアー実施	プロモーション素材制作
12月			モニターツアー実施	プロモーション素材制作
令和9年1月			モニターツアー実施	リーフレット制作
2月			アンケート取りまとめ	リーフレット制作
3月	完了報告、成果物の提出			

※上記スケジュールは現時点での想定であり、提案内容に応じたスケジュールを示すこと。

事業実施に当たっては、当協議会と受託事業者とで協議のうえスケジュールを決定することとする。

9 業務の実施

(1) 実施体制

本業務を確実に履行できる体制を設けること。

(2) 業務の完了報告

業務が完了したときは、発注者が定める方法により、業務の完了報告を行うこと。なお、業務の完了とは、3で実施した業務内容を上記4で定めるとおり提出することによって終了する。

10 留意事項

(1) 発注者の担当者との連絡を密にして業務に当たること。

(2) 業務の進捗状況については、発注者の担当者と協議し、指示に従うこと。

(3) 本業務の実施により、得られた成果物等の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）、著作権等の一切の権利は発注者に帰属する。

(4) 本仕様書に定めがない事項については、発注者の担当者と協議し、その指示に従うこと。